

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

IV ILO

2 第七二回ILO総会と主要な会議

2 ILOの機構改革＝ILO憲章の改正

第七二回総会で決定したILO憲章改正の内容はつぎのとおりである(なお、この憲章改正にともない、総会議事規則についても所要の改正が施された)。

理事会の構成

理事会の構成(憲章第七条関係)については、まず理事の議席数が、現行の政府側二八、労働者側および使用者側それぞれ一四、計五六から、政府側五六、労働者側および使用者側それぞれ二八、計一一二に倍増する。

理事会の構成については、従来は政労使各側グループがそれぞれに理事を選出することを除いては、とくに規定は無かった。これにたいして改正憲章では、理事会の構成は、政労使の各グループの自律性を損なうことなく、地理的、経済的および社会的なさまざまな利害に配慮しつつ、代表性が可能な限り高くなるようにしなければならない、という詳しい一般的原則が規定される。

政府側理事の議席配分について、ILO創設以来維持されてきた主要産業国一〇カ国からなる常任理事国の制度はなくなり、議席はつぎのように配分されることになる。

a 政府側の五六議席のうち、五四議席は、(1)世界をアフリカ、米州、アジア、ヨーロッパの四地域に分け、これら四地域が地域内の加盟国数、総人口および経済活動(GNPまたはILOへの分担金によって評価される)に照らして、等しい比重を持つことになるように配分する。(2)ただし、いずれの地域の議席数も、一から一五までの範囲にななければならない。(3)今回の憲章改正後、当初は、アフリカ一三、米州一二、ヨーロッパとアジアは(理事の任期一三年一ごとに)交互に一四と一五とする。(4)各地域内における議席の配分は、それぞれの地域の加盟国のあいだで取り決めるプロトコール(内規)による。プロトコールは事務局長に届けておく。(5)地域の性格上必要があれば、当該地域の政府間で協議のうえ、地域内に複数のサブ地域を設定し、その地域に割り当てられた議席数をサブ地域間で再配分することができる。ただし、ヨーロッパは、同地域に割り当てられた議席数を東ヨーロッパと西ヨーロッパとで分け合って、別々に政府側理事を選出する。b 政府側理事の残りの二議席は、それぞれ「アフリカおよび米州」と「アジアおよびヨーロッパ」に、交互に割り当てる。これは地域別プロトコールの摘要を受けられない加盟国にたいして、政府側理事の選出に公平に参加する機会を与えるためである。

事務局長の任命

事務局長の任命(憲章第八条関係)は、従来同様理事会がおこなうが、任命について総会の承認

を要することになった。

総会の定足数

総会の定足数(憲章第一七条関係)にかんする規定が、棄権に配慮して厳密になった。すなわち、現行の規定では投票に参加した票数には棄権票が含まれず、このことが反対票を投じるべき場合にそうせず、棄権して表決を妨げる行動を招くことがあった。そこで棄権票を投票に参加した票数に含めることにした。ただし、マジョリティーの算定にあたっては棄権票はこれまでどおり含まれない。これにともない、憲章で単純過半数(または三分の二、四分の三。以下同順)による決定と定めている場合は、総会に出席している代表の四分の一(または三分の一、八分の三)以上により決定することになった。

憲章改正手続き

憲章改正手続き(憲章第三六条関係)について、現行の規定では、総会の出席代表の投票の三分の二の多数決で決定し、主要産業国一〇カ国中五カ国を含む三分の二の加盟国の批准または受諾により発効する。改正後は、現行の規定に左記の趣旨の規定が追加される。

憲章の改正が、a憲章前文およびフィラデルフィア宣言に定めるILOの基本的目的、b憲章で定めるILOの恒久的設立、その構成および機能ならびに事務局長の任命および責任、cILO条約およびILO勧告にかんする憲章上の規定、またはd憲章改正手続きに関連するものである場合は、総会出席代表の投票の四分の三の多数決で決定し、加盟国の四分の三の批准または受諾により発効する。

アジア・太平洋地域の政府側理事選出にかんするプロトコール素案

アジア・太平洋地域の政府側理事の選出にかんしては、今回の憲章改正作業の過程で関係者によりプロトコールの素案がまとまった。その主な内容はつぎのとおりである。

[候補者名簿の決定]

アジアの労働関係閣僚の二年ごとの会議またはその他の会議でおこなう。

[アジア地域の統一行動]

アジアはまとまりを持つものであり、また地域内の各加盟国の権利は平等である。理事会に選出された加盟国はつねにこの地域全体の利益に留意し、その推進を図らなければならない。

[サブ地域制の採用]

アジア・太平洋地域をつぎの四つのサブ地域に分ける。ただし、これはこの地域の政府側理事議席を配分するための便宜上の措置である。

a 西部 バーレーン、イエーメン人民民主共和国、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエーメン(一カ国)

b 中央 アフガニスタン、バングラデシュ、インド、イラン、ネパール、パキスタン、スリランカ(七カ国)

c 東南 ビルマ、インドネシア、カンブチア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ(八カ国)(ベトナムは一九八五年にILOを脱退した)

d 極東・太平洋 オーストラリア、中国、フィジー、日本、モンゴル、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン群島(八カ国)

[サブ地域への議席配分]

さきにみたようにアジア地域へは、理事の任期(三年)ごとに、政府側理事の議席が一四議席または一五議席が交互に割り当てられることになっている。このうち、一二議席はつぎのようにサブ地域に配分する。西部二議席、中央三議席、東南三議席、極東・太平洋四議席。このサブ地域への議席配分は、(1)地理的配分の公平さ、(2)人口と経済活動、および(3)この地域の特別の要素、の三点を考慮して決められる。

この地域に一五議席が配分される理事任期には、西部、中央、東南の三つのサブ地域に一議席ずつ追加配分する。一四議席になる理事任期については、右の三つのサブ地域のうちの二つに一議席ずつ追加配分する。追加配分からはずれるサブ地域はローテーション方式で決める。

〔プロトコールの改正〕

このプロトコールは、地域内の事情の変化に照らして、必要が生じたならば改正できる。改正の動議は、地域内または関係サブ地域内の加盟国の過半数によっておこない、アジア・太平洋地域労働大臣会議においてそこに参加したこの地域の加盟国のコンセンサスによって決定する。

今回の憲章改正は、憲章の現行の規定に基づき、主要産業国一〇カ国中五カ国を含む三分の二の加盟国の批准または受諾によって発効する。この改正が発効すれば、日本の政府はILO創設以来維持してきた常任理事国としての「指定」議席を失い、日本の労使と同様ほかの加盟国の支持がなければILO理事会に理事を送り込むことができなくなった。近隣外交の重要性がますます高まることになる。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
